

長崎県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定について

平成19年2月2日

議決

最終改正 令和2年2月12日 議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項のうち、連合長において専決処分することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法第243条の2の2第8項の規定による広域連合職員の損害賠償責任免除額が、5万円以下のとき
- (2) 議会の議決を経た工事請負契約を設計変更等の事由により、予算額の範囲内において契約金額を更改し、又は契約履行期限を変更すること。
- (3) 1件50万円以下において、法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。

附 則（令和2年2月12日議決）

この議決中(1)の規定は令和2年4月1日から施行する。